

平成 30 年度

定期監査報告書

養父市監査委員



(定期監査講評において、監査委員から市長に報告書を提出)

写

養 監 第 5 2 号
平成 30 年 11 月 29 日

養父市長 広瀬 栄 様

養父市監査委員 守 本 英 昭

養父市監査委員 藤 原 芳 巳

定期監査の結果報告

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 30 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により報告する。

記

1 監査の期間

平成 30 年 10 月 22 日から平成 30 年 11 月 27 日まで

2 監査の対象及び範囲

企画総務部・危機管理室・市民生活部・健康福祉部・産業環境部・まち整備部・議会事務局及び教育部の平成 30 年度上半期の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

3 監査の要領

地方自治法第 2 条の規定に基づき、市の事務事業が効率的かつ効果的に執行及び管理されているかに留意した。

監査の重点項目として、収納対策事務については、効率的に収納事務が行われているかについて監査を実施した。

予算の執行状況、主要事業・新規施策の取組状況、工事・業務の進捗状況、組織及び業務内容・財産管理事務等について関係資料及び書類等の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。

また、工事関係等の現地調査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果、おおむね良好に執行されているものと認めた。
次のとおり重点項目及び各部局における主要・新規施策等に対し意見を付して報告する。

監査意見

1 上半期の収納状況について

平成30年9月末の収納状況を見ると、調定額4,328,156千円（現年及び滞納繰越含む。）に対し収入済額2,446,634千円（同）で、収納率は56.53%とおおむね順調に推移している。収納対策として、公平性の担保と自主財源の確保を目的に今年度も収納対策連絡会議を設置、12月を中心に「未収金徴収強化月間」を実施し、徴収を強化する計画である。これらの取組を着実に成果につなげ、年度末には目標額を達成するよう努められたい。

2 やぶくる（新たな自家用有償旅客運送事業）の取組について

平成30年5月26日に「道路運送法の特例」を活用した「やぶくる」が運行を開始し5か月が経過した。これまでの利用状況は9月末現在で、市民と観光客を併せても62件の利用に止まっている。

市は、事業主体である特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワークの支援を行う中で、広報紙への掲載や防災行政告知システムを利用した周知、医療機関等の利用者向けポスター作成などを行い、少しずつ効果が現れはじめている。今後も引き続きPRに努め、利用者増加による持続可能な事業を確立されたい。

3 地域自治組織（自治協議会）運営事業について

旧小学校区18地域で地域自治組織が設置され、包括交付金を活用したコミュニティの活性化が図られている。後発の組織も設置から5年目を迎え、それぞれの活動に一定の方向性が現れているが、その内容は大きく差異が生じていると思われる。一方、地域では防災をはじめ、様々な地域課題解決へのニーズはますます高くなっている。

今後は、各組織が地域自治組織連絡協議会等を通して情報を共有するとともに、地域担当チームと連携しながら活動の底上げを図ることで一層の地域の活性化・課題解決に努められたい。

4 農地政策について

農業委員会の活動において、農地利用の最適化の推進は重要課題となっている。また、遊休農地の発生防止や解消、農地の流動化、さらには近年の水害による水路や農地の被災により新たな耕作放棄の拡大が危惧され、これらの対策には地域

ぐるみの取組が必要不可欠である。

従来の農業委員会の活動に加え、区長や農会長が連携する新たな仕組みを検討し、農地利用の最適化に向け効果的な取組を進められたい。

5 多面的機能支払交付金について

多面的機能支払交付金は、農地・農業用施設の保全管理活動に対する経費を面積に応じて交付する制度である。本年度末で69組織のうち64組織が活動期間の満了を迎える。平成31年度からの継続について調査をしたところ、組織の高齢化により申請事務を担う人材が不足するなどの理由で、7組織が更新を見合わせる状況となっている。この制度は高齢化が進む各組織にとって、農地・農業用施設の保全に有効な制度である。

今後は可能な限り活動組織の事務の負担軽減を図り、組織の減少に歯止めをかけるよう努められたい。

6 フルーツの里管理運営事業について

この施設は、地域農産物・加工品等の販売促進により地産地消を推進するとともに、農家所得の向上や地域の活性化につながっている。一方で、生産者・購入者の高齢化による売上高の減少が課題となっている。

日本一農業をしやすいまちを目指す本市にとって、地産地消、営農意欲の継続等の役割を担う施設は重要である。周辺施設の動向を見据えながら、農業者の生きがいを守る取組を継続されたい。

7 新たな森林管理システムの導入に向けた取組について

平成31年度から施行される「森林経営管理法」の創設を踏まえ、譲与を受け「森林環境譲与税」の活用に向けて現在、県・市・森林組合の3者で情報交換を行いながら進めている。

将来にわたって有効となる譲与税の使途や長期的視点での計画づくりに向け職員配置も含め協議を行い、適正な森林環境の保全と林業の活性化に努められたい。

8 養父市版DMOの取組について

大屋地域の観光事業者の連携を推進し、周遊観光を促進できる仕組みづくりを行っているが、前段階として、一つ一つの観光資源のブラッシュアップが必要と思われる。

全体のプランの中で、優先順位をつけて個別の魅力向上を図るとともに、地域の一層の参加を促し、一定の集客が達成できるよう実効性のある取組に努められたい。